

【設定の基準】

- 避難指示解除準備区域（20ミリシーベルト/年以下）  
空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時以下
- 居住制限区域（20ミリシーベルト/年超、50ミリシーベルト/年以下）  
空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時超、9.5マイクロシーベルト/時以下
- 帰還困難区域（50ミリシーベルト/年超）  
空間線量率が9.5マイクロシーベルト/時超

避難指示は、

- (i) 年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域について、
- (ii) 下記の状況となった段階で、
  - 日常生活に必須なインフラが概ね復旧
  - 生活関連サービスが概ね復旧
  - 子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗
- (iii) 県、市町村町、住民の皆様との十分な協議を踏まえ、解除することとされています。

国は、インフラや生活関連サービスの復旧や除染を進めながら、地元との協議をしっかりと踏まえた上で、順次、避難指示を解除していく方針です。

内閣府「避難指示区域の見直しについて」より作成

2013（平成25）年10月の避難指示区域の見直しでは、2011（平成23）年10～11月にかけて行われた第4次航空機モニタリング結果を2012（平成24）年3月31日時点で補正した線量データが使われました。航空機モニタリングは、山林などの人や車によるモニタリングでは測定しにくい場所も含めて面的に一定範囲の平均線量を測ることが可能であり、避難指示区域の見直しに適した測定方法であると考えられています。

新たな避難指示区域は、大字、小字又は行政区単位で設定されました。線量基準を満たす複数の地域がある場合には、市町村とじゅうぶんに協議した上、大字などの大半を占める線量基準に合わせた単位で区域が設定されました。一部の地域がより高い線量基準に該当する場合には、除染などの対応で基準値以下とすることが目指されています。

（内閣府原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域の見直しについて」2013（平成25）年10月に基づき作成）

本資料への収録日：2014年3月31日

本情報は2013年10月の情報で、事故から現在に至る途中経過の情報です。

関連 Q&A

- ・2章 QA12 避難指示基準及び同基準の見直しの基準を年間20ミリシーベルトとした経緯は何ですか
- ・2章 QA13 空間線量率の毎時3.8マイクロシーベルトを年間被ばく線量20ミリシーベルトに相当すると考える根拠は何ですか
- ・2章 QA14 避難区域の見直しは、航空機モニタリングではなく、地上における詳細モニタリングに基づいて行うべきではないでしょうか